

令和2年5月11日

関係機関 御中

仙台高等裁判所総務課

仙台地方裁判所総務課

仙台家庭裁判所総務課

事件処理の順次再開について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長及び宮城県による外出自粛要請等の内容を踏まえ、仙台高等裁判所、仙台地方裁判所及び仙台家庭裁判所（地家裁の支部及び宮城県内の簡易裁判所を含む。）においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を十分に取りつつ、事件処理を順次再開することとしました。

他方、再開は一部に留まるため、新たに期日が取り消されるものもあります。詳細については下記のとおりです。

なお、事件書類の受付事務は通常どおり実施しますが、家庭裁判所及び簡易裁判所で実施している手続案内については、引き続き、原則として中止します。

おって、この関係については、裁判所ウェブサイトでもお知らせします。

記

1 高等裁判所

5月11日（月）から5月29日（金）までの間実施される予定であった期日は次のとおり取り扱われる。

(1) 民事事件及び行政事件

順次再開されるが、原則として、訴訟関係人が都道府県をまたいでの

移動を必要とする事件等について指定期日の一部が取り消される。ただし、次の事件は優先的に実施される。

- ア 保全事件
 - イ 配偶者暴力等 (D V) に関する事件
 - ウ 人身保護事件
 - エ 民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
 - オ 倒産事件のうち特に緊急性のあるもの
- (2) 刑事事件

原則として、被告人が勾留されている事件は実施されるが、訴訟関係人が都道府県をまたいで移動を必要とする事件・在宅事件等について指定期日が取り消される。

2 地方裁判所及び簡易裁判所

(1) 民事事件及び行政事件

これまで一部の事件（※）については優先して処理してきたが、これらの期日に加え、訴訟事件等についても、5月11日（月）から5月15日（金）までの間に指定されている期日の一定部分が実施されることとなった。その結果、5月6日（水）までに比べ多くの期日が実施されることが見込まれる。

※ 従前から優先して処理している事件

- ア 民事保全事件（行政事件の仮の救済手続を含む。）
- イ 配偶者暴力等 (D V) に関する保護命令事件
- ウ 人身保護事件
- エ 民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
- オ 倒産事件のうち特に緊急性のあるもの

(2) 刑事事件

5月11日（月）から5月29日（金）までの間に指定されている公

判期日について、原則として、被告人が勾留されている事件や被害者の参加が予定されている事件であって、検察官・弁護人から期日を行うべきとの意見が述べられたものについては、指定された期日のとおり審理を行うが、その他の事件については検察官や弁護人の意向を聴取した上で、指定期日の取消しの有無を判断する。

なお、当該期間内に裁判員裁判は予定されていない。

3 家庭裁判所

5月11日（月）から5月29日（金）までの間実施される予定であった期日は次のとおり取り扱われる。

(1) 家事調停事件

上記期間中、5月11日から5月15日までに指定された期日は原則として取り消されるが、5月18日以降については順次再開する方向で検討中である。

(2) 家事審判事件・人事訴訟事件

5月11日から5月29日までに指定された期日は実施されるが、一部の事件について指定期日が取り消される。

(3) 少年事件

観護措置が取られている事件のほか、特に急を要する事件については審判期日が実施されるが、その他の事件で指定期日が取り消されるものがある。